具体的かつ詳細な随意契約理由について（業務委託）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
1	令和7年度　ユニバーサルシティ駅前喫煙所ほか3か所　脱臭機保守業務委託	機械設備等保守点検	株式会社プロシード	1,235,300	令和7年8月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
2	令和7年度 此花屋内プールほか1か所真空式温水ヒーター点検業務委託	機械設備等保守点検	昭和鉄工株式会社	1,353,000	令和7年9月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－

随意契約理由書

1　案件名称

令和７年度　ユニバーサルシティ駅前喫煙所ほか３か所　脱臭機保守業務委託

2　契約の相手方

株式会社プロシード

3　随意契約理由

「ユニバーサルシティ駅前喫煙所」、「靭公園喫煙所」、「新大阪駅東喫煙所」および「天下茶屋駅前南喫煙所」内に設置している脱臭機は、日鉄鉱業株式会社製である。

本脱臭機の整備については、製造者独自の技術により本機器を製造していることから、製造者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、整備後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証ができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は製造者である日鉄鉱業株式会社だけであり、本業務を行うことができるのは、製造者である日鉄鉱業株式会社から依頼を受け、保守業務について日鉄鉱業株式会社と秘密保持契約を交わしている、株式会社プロシードのみである。

上記理由により、株式会社プロシードと特名随意契約を行う。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

環境局　事業部　事業管理課路上喫煙対策担当　（電話　06-6630-3166）

随意契約理由書

1　案件名称

令和７年度　此花屋内プールほか１か所真空式温水ヒーター点検業務委託

2　契約相手方

昭和鉄工（株）

3　随意契約理由

当該点検業務を実施する真空式温水ヒーター（以下「当該設備」）は、昭和鉄工（株）が独自の技術により設計・製造したものであり、今回の点検業務については、製造者独自の技術による当該設備の構造、使用部品等に加えメーカー封印箇所部の点検を行う必要があり、当該設備の特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性がある。

上記により、点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して一貫して責任を持たせることができるのは、製造者である昭和鉄工（株）のみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令　第167条の２第１項第２号

5　担当部署

環境局総務部施設管理課（電話番号06-6630-3375）